短期給付及び附加給付等支給手続規程

（平　成　２０　年　１１　月　２８　日
名古屋市職員共済組合規程第１２号）

最近改正　平成２７年１１月２０日規程第１０号

（趣旨）

第１条　地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「法」という。）に基づき、名古屋市職員共済組合（以下「組合」という。）から受けることができる短期給付、附加給付及び一部負担金の額等の払戻金の支給手続（現物給付である場合を除く。）に関しては、この規程の定めるところによる。

（請求）

第２条　組合員が、組合から給付を受けようとするときは、甲類所属所の長（所属所が市一般であるときは、乙類所属所の長。以下「所属所の長」という。）を経由して、理事長に請求書及び添付書類を提出するものとする。ただし、社会保険診療報酬支払基金を経由して診療報酬明細書、調剤報酬明細書又は訪問看護療養費明細書を組合で受領した場合において、高額療養費、家族療養費附加金又は家族訪問看護療養費附加金の支給対象となるものがあるときは、組合員からそれぞれ当該給付の請求があったものとみなす。

２　請求書は、組合事務局で調製したものを使用する。

３　添付書類は、事務局長が別に定める。

（決定）

第３条　理事長は、前条第１項により提出された請求書及びその添付書類を審査し、必要があるときは実地に調査し、提出のあった月の末日までに給付の決定をするものとする。ただし、審査又は調査のため、同期日までに決定することができないときは、この限りでない。

２　前項の決定は、各給付の区分に応じて会計年度ごとに通し番号を付し、文書で決定月の翌月の末日の前日までに給付を受ける者に通知されなければならない。ただし、同一人に支給する傷病手当金及び傷病手当金附加金については、会計年度にかかわらず、枝番号を順次付して行う。

（災害見舞金の決定）

第４条　災害見舞金の決定は、り災者でない調査員２人以上の作成した損害程度調査報告書を基礎資料としてなされなければならない。

２　調査員は、組合員に災害が発生したときは遅滞なく現地に赴き、り災の程度を確認し、協議して前項の報告書を作成しなければならない。この場合において、浸水によるり災のときは、同報告書に床上浸水の程度を記載するものとする。

（支給日）

第 5 条　第 3 条第 1 項の規定により決定した給付の支給は、職員の給与に関する条例施行規則（昭和 32 年名古屋市規則第 64 号）第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する給料の支給日に行うものとする。

（差額支給）

第 6 条　標準報酬の月額が給与改定その他によりさかのぼって増額された場合には、給料の差額支給日以後速やかに当該給付の差額決定をし、支払を受ける者に通知するものとする。

（支給方法）

第 7 条　給付及び差額の支給については、現金又は口座振替の方法によるものとする。

2　組合員は、口座振替の方法を希望する場合は、理事長に申し出るものとする。

（返還）

第 8 条　請求書の誤記その他の理由で、過誤払い又は受けることのできない給付を受けた者があるときは、理事長は、その者に事実発見の日から 1 月以内に受取金額の超過分又は全部を組合に返還させなければならない。

2　前項の返還は、組合指定の金融機関に返還金額を振り込むことにより行う。

（育児休業手当金及び介護休業手当金）

第 9 条　育児休業手当金及び介護休業手当金については、第 3 条第 1 項中「その提出のあった月の末日」とあるのは「15 日までの提出分について、その提出があった月の翌月の 12 日」と、第 5 条中「職員の給与に関する条例施行規則（昭和 32 年名古屋市規則第 64 号）第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する給料の支給日」とあるのは「当該決定した日の属する月の 26 日」と読み替える。

（期日）

第 10 条　この規程に定める各期日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日（以下「休日」という。）であるときは、それらの日前の直近の休日でない日とする。

（委任）

第 11 条　この規程の施行に関し必要な事項及びこの規程の手続によっては、給付のできない場合の手続については、別に定める。

附　則

1　この規程は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

2　一般給付手続規程（平成 19 年名古屋市職員共済組合規程第 2 号）、医療給付手続規程（平成 19 年名古屋市職員共済組合規程第 3 号）及び家族療養費

附加金等支給手続規程（平成 19 年名古屋市職員共済組合規程第 4 号）（以下「旧規程」という。）は、廃止する。

附　則　（平成 25 年 3 月 31 日名古屋市職員共済組合規程第 4 号）

1　この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 25 年 3 月 31 日以前に給付事由を生じた入院附加金及び災害見舞金附加金については、なお従前の例による。

附　則　（平成 27 年 11 月 20 日名古屋市職員共済組合規程第10号）

1　この規程は、公告の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

2　改正後の第6条の規定は、平成27年10月1日以後に給付事由の生じた各給付の差額支給について適用し、同日前に給付事由の生じた各給付の差額支給については、なお従前の例による。